

## 街なか若者活動促進事業補助金の交付等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 福島まちづくりセンター（以下まちづくりセンター）は、中心市街地でサークルもしくは学生団体が主体的におこなうイベントに対し学生を支援する目的にこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、主として福島市内の学校に在籍する学生で構成されるサークルもしくは学生団体で3名以上で組織する団体とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、学生団体が主催、共催又はイベント出店等、賑わいの創出を目的として中心市街地で開催するイベント等とし、講演会、演劇、演奏会、スポーツ大会、サークルのイベント等、本事業の趣旨に沿ったものとし、原則としてジャンルは問わない。

#### ・補助対象イベント（例）

- (1) 商品開発や地元産品等の販売促進を伴う事業
- (2) 商店街等との共催事業
- (3) 中心市街地で行う勉強会や講演会等
- (4) 学生同士の様々な交流や連携が図られている事業
- (5) ダンス発表会や演奏会等の賑わいの創出が期待できる事業
- (6) 作品の展示等、地域の魅力を展示や映像を通して対外的に発信する事業
- (7) シャッターの美化やイルミネーションの設置等、中心市街地の美化が図られる事業
- (8) その他まちづくりセンターが賑わい創出に資すると認める事業

#### ・補助対象外イベント（例）

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成するもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対するもの
- (3) 感染症予防対策を取っていないもの
- (4) 中心市街地での人的交流が伴わないもの。但し感染状況の問題で当初予定していた中心市街地の人的交流が達成できない場合はその限りではない
- (5) その他まちづくりセンターが不適当と認めるもの

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、申請するイベントの直接経費となるもので、本来個人で負担すべきもの、販売目的の活動に関わる物品、資産となるような3万円以上の高価な物品の購入費用は補助金の対象外とする。尚、補助対象経費は別表第一に掲げるものとする。

### (補助額)

第5条 1事業あたりの補助金の額は、前条に規定する経費の満額とし、限度額は10万円とする。ただし2万円以上補助対象経費がかかっているイベントを対象とする。補助対象経費が但し次に掲げる事業については別途協議して補助することが出来る。

(1) イベントによる賑わい創出が面的に広く図られるもので、まちづくりセンターが共催するもの。

2 補助は、第2条に規定する補助事業者につき、年2回を限度とする。ただし、同一のイベントは対象外とする。

### (申請書の提出時期、様式等)

第6条 補助の申請書の提出期限は、イベント実施日の概ね1カ月前までとする。

2 まちづくりセンターが必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 申請書
- (2) 収支予算書

(実績報告の様式)

第7条 イベント終了後、まちづくりセンターに実績報告を提出することとし、必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支報告書
- (3) チラシやイベント当日の写真
- (4) 支払いの状況が分かるもの(領収書の写し等)

(補助金の交付)

第8条 まちづくりセンターが必要と認めたときに限り、当該事業にかかる額が確定する前に概算により補助金の全部又は一部を交付することができる。

(交付決定の取消し)

第9条 まちづくりセンターが補助金の交付の条件に違反したと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

附則

この要綱は、令和5年5月16日から施行する。